

VII 農業経営の部

解 説

この部には、「農業経営統計調査（「営農類型別経営統計」、「経営形態別経営統計」及び「農畜産物生産費統計）」による農業経営に関する統計を掲載した。

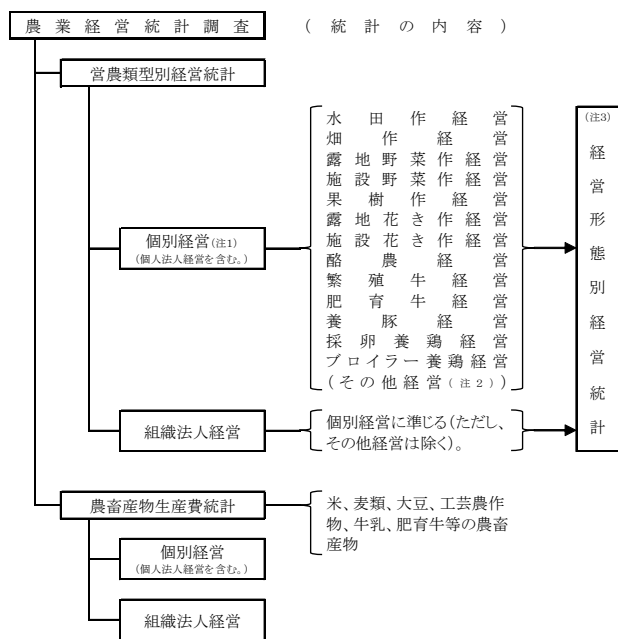
1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、農産物の販売を目的とする農業経営体の経営及び農畜産物の生産費の実態を明らかにし、農業行政の資料を整備することを目的に実施した。

なお、調査体系は、次のとおりである。

「農業経営統計調査」体系図



注: 1) 「個別経営」とは、農業生産物の販売を目的とする農業経営体のうち、世帯による農業経営を行う経営体をいい、このうち法人格を有するものを「個別法人経営」という。
 2) 「その他経営」とは、「水田作」、「畑作」、「露地野菜作」、「施設野菜作」、「果樹作」、「露地花き作」、「施設花き作」、「酪農」、「繁殖牛」、「肥育牛」、「養豚」、「採卵養鶏」及び「ブロイラー養鶏」のいずれにも属さない経営をいう。
 3) 経営形態別経営統計は、営農類型別経営統計の全データを個別経営、組織法人経営別にまとめたものである。

(2) 調査の対象

2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、農業生産物の販売を目的とする「農業経営体」を対象としている。

(3) 調査の定義等

ア 「農業経営体」とは、①経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業、②農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又はその出荷羽数、その他の事業の規模が、次に示す農業経営体の外形基準（面積、頭数等の物的指標）以上の農業を行うものをいう。

（農業経営体の外形基準）

露地野菜作付面積	15 a
施設野菜栽培面積	350 m ²
果樹栽培面積	10 a
露地花き栽培面積	10 a
施設花き栽培面積	250 m ²
搾乳牛飼養頭数	1 頭
肥育牛飼養頭数	1 頭
豚飼養頭数	15 頭
採卵鶏飼養羽数	150 羽
ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
その他	1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する規模

なお、農業経営統計調査において調査対象とする農業経営体は、農作業の受託事業のみを行う農業経営体を除く。

イ 「個別経営体」とは、農業経営統計調査において調査対象とする農業経営体のうち、世帯による農業経営を行う経営体をいい、このうち法人格を有するものを「個別法人経営体」、法人格を有しないものを「個人経営体」という。

なお、同一世帯内で、複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算のもとに農業経営を行う場合は、それぞれを別の農業経営体とする。

ウ 「組織法人経営体」とは、個別経営体以外の農業経営体のうち、牧草を栽培することにより、家畜の預託事業を営むことを目的とする農業経営体及び共同で牧草を栽培し、共同

で採草、放牧に利用することを目的とする農業経営体を除いた農事組合法人及び会社組織など法人格を有するものをいう。

農業経営体の分類



注：2015年農林業センサス及び集落営農実態調査の定義による。

エ 営農類型別経営統計

「営農類型」とは、農業経営体の作物別の販売収入を「水田作」、「畑作」など14類型に区分し、最も収入が大きい区分に分類した農業経営体の経営のタイプをいい、それぞれのタイプごとに経営収支等に関する統計を作成している（その他経営を除く。）。本書では、水田作経営のみ掲載した。

営農類型の種類	営農類型の分類基準
水田作経営	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工業農作物の販売収入のうち、水田で作付けた農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
畑作経営	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工業農作物の販売収入のうち、畑で作付けた農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
野菜作経営	野菜の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
露地野菜作経営	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
施設野菜作経営	野菜作経営のうち、施設野菜の販売収入が露地野菜の販売収入より多い経営
果樹作経営	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
花き作経営	花き販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
露地花き作経営	花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営
施設花き作経営	花き作経営のうち、施設花きの販売収入が露地花きの販売収入より多い経営
酪農経営	酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
肉用牛経営	肉用牛の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
繁殖牛経営	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営
肥育牛経営	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営
養豚経営	養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
採卵養鶏経営	採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
ブロイラー養鶏経営	ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
その他経営	上記の営農類型に分類されない経営

オ 経営形態別経営統計

「経営形態」とは、構成員の性格及び法人格の有無により分類した農業経営体の経営タイプをいい、営農類型別経営統計で取りまとめた結果に、「その他経営」に分類した調査対象経営体を加えてを集計したものである。本書では、個別経営のみ掲載した。

カ 農畜産物生産費統計

「農畜産物生産費統計」とは、調査対象品目ごとに農畜産物の生産活動を維持・継続するために投入した費用別のコストに関する統計を作成している。本書では、米及び大豆生産費のうち個別経営のみ掲載した。

なお、それぞれの生産費統計を取りまとめるにあたり、調査対象経営体を次のとおりとしている。

(ア) 米生産費統計については、農業経営統計調査の農業経営体のうち、水稻を作付けし、玄米を600kg以上販売する経営体を対象とした。ただし、10 a 当たり平均収量（過去5か年の10 a 当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の平均）に対する調査年の収量の増減率が±20%以上の経営体は除いて集計した。

(イ) 大豆生産費統計については、農業経営統計調査の農業経営体のうち、大豆を10 a 以上作付けし、販売する経営体を対象とした。ただし、10 a 当たり平均収量に対する調査年の収量の増減率が±70%以上の経営体は除いて集計した。

(4) 調査期間

調査期間は、作成する統計により以下のとおりである。

ア 営農類型別及び経営形態別経営統計

- (ア) 個別経営体 当年1月1日～12月31日
- (イ) 組織法人経営体 調査対象経営体ごとに当年4月から翌年3月までに迎えた決算期の終了月前1年間
- イ 米、大豆生産費統計 個別経営体及び組織法人経営体とも当年1月1日～12月31日

(5) 調査の方法

ア 個別経営体

調査票（現金出納帳・作業日誌及び経営台帳）を調査対象経営体に配布し、これに日々の生産資材の購入、生産物の販売等の現金収支、労働時間及び財産の増減等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、職員又は統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の方法を併用した。

イ 組織法人経営体

調査票（作業日誌及び経営台帳）を調査対象経営体に配布し、これに経営収支、労働時間、財産の状況等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法、調査対象経営体の作成した決算書類を閲覧する方法及び職員又は統計調査員による調査対象経営体の代表者（調査協力者）に対する面接調査の方法により行った。

2 用語の解説

(1) 営農類型別経営統計（個別、組織法人経営共通）

「農業生産関連事業」とは、当該農業経営体（個別経営体の場合は農業経営関与者をいう。以下同じ。）が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園、市民農園等の農業に関する事業であって、①従事者がいること、②当該農業経営体が生産した農産物を使用していること、③当該農業経営体が所有又は借り入れている耕地若しくは農業施設を使用していることのいずれかに該当するものをいう。

なお、農産加工を行っている場合でも、専用の作業場所及び従事者を置かない場合は農業の範ちゅうとした。

(2) 営農類型別経営統計（個別経営）

ア 経営収支の総括

(7) 農業経営関与者とは、個別経営体にあつては経営主夫婦及び原則として年間60日以上当該農業経営体の農業に従事する世帯員である家族をいう。

なお、経営収支並びに資産及び負債の把

握の範囲については、次のとおりとした。

a 農業：農家世帯全体の経営収支

b 農業以外：農業経営関与者の経営収支

(イ) 農業粗収益とは、1年間の農業経営によって得られた総収益額であり、耕種及び畜産の農産物の販売収入、農業生産関連事業及び家計に仕向けられた農産物の価額のほか、農業用生産手段（例えば農機具、自動車など）の一時的賃貸料なども含めた。

具体的には、農業現金収入（現物外部取引価額を含む。）、農業生産関連事業消費額、農業生産現物家計消費額、年末未処分農産物の在庫価額及び動植物の成長・新植による増加額を加算した合計額から、年始め未処分農産物在庫価額を差し引いたものである。

(ウ) 農業経営費とは、1年間の農業経営に要した一切の経費であつて、当年における流動的経費及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費からなっている。したがって、自作地地代、自己資本利子、家族労賃は含まない。

また、自家農産物を再び農業経営に消費したいわゆる中間生産物及び家計廃残物は、農業経営費には算入していない。

農業経営費の計算は、農業現金支出、現物外部取引価額、年始め農業生産資材在庫価額、減価償却費を加算した合計額から、年末農業生産資材在庫価額を差し引いたものである。

(エ) 農業所得＝農業粗収益－農業経営費

(オ) 農業生産関連事業の収支には、農業経営関与者が経営権を持っている事業の収支を計上した。

(カ) 農業生産関連事業所得＝農業生産関連事業収入－農業生産関連事業支出

(キ) 農外収入のうち農外事業収入には、農業経営関与者が経営権を持っている農業及び農業生産関連事業以外の事業の収入を計上し、給料・俸給等の収入には、農業経営関与者が他の経営に雇用されて受け取る給料・俸給等のほか、農業経営関与者が受ける

歳費・手当、配当利子等、貸付地の地代収入等を計上した。

(ク) 農外支出には、上記キの事業に係る支出及び負債利子を計上した。

(ケ) 農外所得＝農外収入－農外支出

(コ) 年金等の収入には、農業経営関係者が受け取る年金及び各種社会保障制度による給付金、退職金、各種祝い金及び見舞金を計上した。

(カ) 総所得＝農業所得＋農業生産関連所得＋農外所得＋年金等の収入

(キ) 租税公課諸負担には、農業経営関係者の農業以外の経営負担分を計上した。(農業負担分は農業経営費に計上している。)

(ク) 可処分所得＝総所得－租税公課諸負担

イ 経営の概要

(ア) 経営耕地面積は、農業経営体の経営する耕地で田、畑及び牧草地をいう。一時的な休耕地も含む。

(イ) 自営農業労働時間＝家族労働＋雇用労働＋ゆい・手伝い・手間替受けによる農業労働時間

(ロ) 農業固定資産額とは、建物（構築物を含む）＋大農具（農用自動車を含む）＋植物＋動物の農業固定資産額で年始及び年途中に購入等で増加し、当年中に使用を開始した資産をいう。なお、土地は含めない。

(3) 営農類型別経営統計（組織法人経営）

ア 経営の概況

(ア) 構成員とは、法人に出資をしている個人のうち、事業に1日以上従事した者をいう。

なお、出資者と同一の世帯員で、法人の出資者となっていない世帯員（家族）が組織の事業に従事している場合、その世帯員は構成員とせず、常用雇用者（構成員以外で雇用契約期間の定めがない、又は雇用契約期間が1か月以上の雇用者）又は臨時雇用者（日雇等の雇用契約期間が1か月未満の者、研修生）として取り扱う。

(イ) 農業従事者数とは、農業に従事した構成員及び常用雇用者の人数をいう。

イ 財産の状況

(ア) 資産とは、流動資産、固定資産及び繰延資産の合計である。

(イ) 負債とは、流動負債及び固定負債の合計である。

(ロ) 純資産とは、資本金・出資金、資本剰余金、利益剰余金及びその他純資産の合計である。

(エ) 資本金・出資金とは、構成員からの出資金からなる法定資本である。

ウ 収入の部、支出の部及び利益等

(ア) 事業収入とは農業収入、農業生産関連事業収入及び農外事業（林業、漁業、商工鉱業等）収入の合計である。

(イ) 農業収入とは、農業生産物の販売収入（農業生産関連事業に仕向けた見積み額を含む。）、農業雑収入及び農作業受託収入の合計である。

(ロ) 農作業受託収入とは、当該組織法人経営体とその所有する農業機械等を用いて、他の農業経営体の経営する農作業を請負い、受け取った料金収入である。

(エ) 営業外収益とは、共済・補助金等受取金、受取利息、受取配当金である。

(オ) 共済・補助金等受取金とは、国、地方公共団体、農業団体等からの交付金及び農業共済の受取金である。

(カ) 特別利益とは、固定資産を売却した場合の帳簿価額（未償却額）を上回った額（処分差益）、その他特別な事由による収入である。

(キ) 生産原価とは、当該決算期間内に販売した農業生産物の生産に要した費用である。

(ク) 期中棚卸増減とは、肥料、農業薬剤、燃料等の生産資材の期首在庫と期末在庫の差であり、期首現在価から期末現在価を差し引いた額を一括で計上した。

(ケ) 販売費及び一般管理費とは生産原価以外の農業生産物等の販売費及び経営の全般的な管理活動のために発生する一般管理費である。

(4) 農産物生産費統計

ア 家族労働費とは、家族労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業・郵便業」に属する5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。

イ 自作地地代とは、その地方の類地（調査対象作目の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料で評価したものである。

ウ 自己資本利子とは、総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利率4%を乗じて算出したものである。

この部についての照会先

統計部 経営・構造統計課

電話(076)263-2161 内線 3631

直通(076)232-4894